

14.7.21  
第946号

馬

K

寄秋葉八八四號

大正十四年

内務大臣 若槻  
東京教育準備司  
社会局長 長岡  
東京地方裁判所  
京都大坂神奈川  
兵庫千葉山梨  
右 府縣

### 全市の運轉手諸君に訴ふ

我々實用自動車會社従業員は、今炎熱の下に、痛ましい生活不安を一掃すべく戦つて居る。

親愛なる同業者諸君よ！諸君は我々の苦しい生活状態を理解して居る筈だ。そして我々の要求が、我々の戦ひが、如何に穩當であり、合理的であるかを知つて居る筈だ。

親愛なる同業者諸君よ！我々の運命はまた諸君の運命である。我々の待遇改善は、直ちに諸君の待遇に好影響を與へるのだ。即ち諸君も我々も利害關係は一つだ。我々が今、死物狂ひの生活戦を續けて居る時、諸君が出来る限りの努力を盡して援助を與へられんことを、我々は心から切望する。

我々は熱涙を以て諸君の良心に訴へる。

大正十四年七月十七日

實用自動車従業員一同